

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	情報システムバックアップデータ外部保管業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1,240,800円
工事等の概要	情報システムバックアップデータ外部保管業務の委託契約
随意契約の理由	情報システムバックアップデータ外部保管業務については、平成20年8月に総務省が公表した「業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」に基づき、電算室における機密情報が災害等の理由により破壊された場合に、迅速かつ安全にシステム及びデータを復旧するための措置とし、システムデータのバックアップテープを庁舎外に保管する目的である。 従って、この業務の業者選定については、セキュリティポリシーの遵守、建物の設備、緊急対応等が可能な業者となり、業者選定及び決定時に十分な施設確認、各種条件確認、テスト運用が必要となる。 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店にあっては、上記の条件に適合する上、令和7年度の業務を円滑かつ安全に遂行していた。

	また、本市のネットワークシステムサポート及び個別システムサポート業務委託の受注事業者でもあることから災害等の発生時、業務継続やデータ復元等、総合的な緊急対応が行える唯一の事業者であるため、本業務を履行するにあたり最も適切な委託業者であると認められる。 よって、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店を当該相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものとする。
--	---